

平成２９年度定期監査報告書（市立小中学校を
除く）に基づく改善策及び顛末

平成３０年６月
糸島市

平成 29 年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び顚末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
■ 定期監査報告書（１） ２ 各課に関する事項 (1) 総務課 公印の使用について 福岡県自治振興組合に対する「研修補助金交付申請書」に、保管者が総務部長で、用途が「総務部事務用」の糸島市長印を使用していた。 補助金の交付申請については、その申請先が国及び県以外の団体であっても、保管者が総務課長で、用途が「補助金申請、公告、その他」の糸島市長印を使用することが適正である。 適正な事務処理を行っていただきたい。 また、公印の使用について、各市長印の使用基準を明確にし、全庁統一的に適正な事務処理となるよう周知していただきたい。 業務委託契約の手続きについて 労働者の派遣業務委託について、契約期間が平成29年 4 月 1 日から同年 5 月31日までの契約と、平成29年 5 月17日から平成30年 3 月31日までの契約があり、平成29年 5 月17日から同年 5 月31日までの15日間について、契約が重複していた。 それぞれの業務委託内容は、契約期間を除き同一のものであり、重複する期間は、いずれも効力を有する契約であり適正ではない。 契約締結に係る手続きについて、適正な事務処理を行っていただきたい。 随意契約の締結理由について 地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号を根拠とする随意契約の締結に係る決定書に、競争入札に適しないとする理由の記載がなかった。 同施行令の当該規定では「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」と規定されており、当該契約の性質又は目的が競争入札に適しない理由を明確にする必要がある。	【総務課】 今後は、公印の使用誤りがないよう、適正な事務処理を行う。 また、全庁統一的な使用基準については、平成30年 3 月12日に、糸島市公印規則に規定している公印使用簿を提出させ、点検を実施した。その結果、公印の用途の誤認をしているものなどが見受けられたため、平成30年度中に、用途の明確化を図り、適正な事務となるよう全庁へ周知する。 同一の業務内容の 2 件の労働者派遣業務委託について、契約が重複している期間があり、適正な事務処理ではなかったため、今後は、後期の契約締結日を 6 月 1 日とすることとし、契約の重複が起こらないようにする。 平成30年度の契約においては、随意契約の締結に係る決定書に、契約の性質等が競争入札に適しない理由を明確に記載するよう改めた。

平成29年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
適正な事務処理を行っていただきたい。 契約書の規定内容について (ア) 規定内容の誤記について 契約書の規定中、委託料の支払い対象期間の定めに関する規定に誤記があった。 適正な事務処理を行っていただきたい。 (イ) 暴力団等排除に関する規定について 契約書の規定中、暴力団等排除に関する条項を定めていないものがあった。 糸島市契約事務規則第21条第2項第8号に定められた、契約書に記載しなければならないとする事項であるため、契約書に明確に表記する必要がある。 適正な事務処理を行っていただきたい。 (3) 管財契約課 物品等購買制度について 平成26年4月1日施行の「糸島市物品等購買制度実施要綱」について、同要綱の規定中、「契約価格」と定めている事項については、実務上は「予定価格」である旨の説明を聴取した。 「契約価格」は、契約締結時又は物品等の発注時に確定される価格であり、同要綱の購買制度適用判断基準の価格は、「予定価格」が適正であると思われる。 適正な判断基準となるよう検討いただきたい。 土地の賃貸借契約書について (ア) 契約保証金に関する規定について 市を賃借人とする土地の賃貸借契約書において、契約保証金に関する条項を定めていないもの及び契約保証金を免除する場合の根拠規定を明示していないものがあった。 契約保証金については、地方自治法施行令第167条の16で「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保	契約書については、訂正を行った。今後は、規定内容に誤記がないよう、適正な事務処理を行う。 今後は、暴力団等排除に関する規定を契約書に明記するよう、適正な事務処理を行う。 【管財契約課】 指摘以後、糸島市物品等公売制度実施要綱の購買制度適用判断基準の価格は、「予定価格」に是正した。 指摘以後、土地の賃貸借契約締結の決定書には、契約保証金を免除する場合はその根拠を、契約書に条項として明記しない場合はその旨を記載することとした。

平成29年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
証金を納めさせなければならない。」と規定され、また契約保証金の免除については、糸島市契約事務規則第24条で「次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。」と規定しているところ、実務上は「土地の賃貸借契約締結の決定書には、『契約保証金を免除する根拠』と『契約書に条項として明記しない旨』を記載し、契約締結することが適切である。」との説明を聴取した。 適正な事務処理を行っていただきたい。 (1) 支払遅延利息及び暴力団等排除に関する規定について 土地の賃貸借契約書において、支払遅延利息に関する条項を定めていないもの及び暴力団等排除に関する条項を定めていないものがあった。 いずれの規定も、糸島市契約事務規則第21条第2項各号に定められた、契約書に記載しなければならないとする事項である。土地の賃貸借契約も例外ではなく、契約書において、明確に表記する必要があると思われる。 適正な事務処理となるよう検討いただきたい。 協定書の規定内容について 糸島市まちづくり支援自動販売機設置に関する協定書を締結されていたが、協定期間の条項中に、自動更新に関する定めがあった。 契約期間満了後に自動更新する契約については、平成24年9月の管財契約課長通知により、現行契約の自動更新条項の削除又は現行契約を破棄し、新規に契約を締結することとなっており、協定書もこれに準じる必要があると思われる。 適正な事務処理となるよう検討いただきたい。 (4) 危機管理課 随意契約の締結理由について 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠とする随意契約の締結に係る決定書に、競争入札に適しないとする理由の記載がなかった。	指摘以後、土地の賃貸借契約書について、支払遅延利息に関する条項及び暴力団等排除に関する条項を定めている。 協定書については、現協定期間が平成30年度末までのため、次年度以降、協定書を締結する際には、自動更新条項を削除した内容に改める。 【危機管理課】 平成30年度以降、随意契約により契約を締結する際は、その理由を決定書に明記するよう改めた。

平成 2 9 年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び顧末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
同施行令の当該規定では「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」と規定されており、当該契約の性質又は目的が競争入札に適しない理由を明確にする必要がある。 適正な事務処理を行っていただきたい。 工事関係書類の適正管理等について 防犯灯 L E D 改修工事に係る関係書類の整理状況について、契約締結日と契約締結に係る決定書の完結日が相違するもの、契約相手業者からの着手届が未提出のもの、提出された書類に日付が記載されていないもの、提出された書類の課内決裁が未完了のもの等があり、工事に関する書類全般の整理及び管理が適正ではなかった。 市が保有する公文書の管理については、適正に取り扱っていただきたい。	指摘の工事関係書類については、業者に提出書類を再確認させ、また、未提出の書類を提出させたうえで、全ての決裁を完了した。 今後は、適正な事務処理を行う。

平成29年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
■ 定期監査報告書（2） 2 各課に関する事項 (1) 福祉保護課 雑入の調定事務について 「生活保護費返還金等（過年度分）」について、会計年度繰越の調定処理が、4月3日以降に行われていた。 過年度分の未収金については、毎会計年度の末日において確定するものであることから、翌会計年度の初日である4月1日付けで、繰越の調定処理を行うべきである。 適正な事務処理を行っていただきたい。 (2) 福祉支援課 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業について 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業に係る助成金の額の算定について、糸島市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施規程第6条の規定に基づく様式第3号「支給券」に、「加算額」を反映した基準額の表示が行われていなかった。 当該助成金の額については、正確性が求められることから、基準額の表示が行われることが望ましい。 算定根拠が明確となるよう検討いただきたい。 契約事務について 市が保有する委託契約書（請負契約）に、収入印紙が貼付されていないものがあった。 印紙税法に基づき、適正な事務処理を行っていただきたい。 契約書の規定内容について (7) 委託業務及び委託料の規定について 委託する業務の内容及び委託料の規定において、それぞれの説明が整然と示されていない契約書が散見された。	【福祉保護課】 平成30年度の「生活保護費返還金等（過年度分）」の繰越調定処理は、4月1日付けで行った。 今後は、適正な事務処理を行う。 【福祉支援課】 平成30年度中に、「支給券」に「加算額」を反映した基準額が表示された様式となるよう改正する。 貼付漏れの収入印紙については、貼付した。 今後は、適正な事務処理を行う。 委託業務契約を締結するに当たり、相手方とは十分な協議を行い、契約書には業務内容及び委託料の規定を明確に表示する。

平成29年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び顚末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
契約の相手方とは十分な協議のうえで、契約締結しているとのことであったが、これらの規定は、契約の根幹をなす重要な条項であるため、明確に表示する必要がある。 適正な事務処理を行っていただきたい。 (1) 契約に関する書類について 様式を明示するために、契約書に編綴された別紙に記載が行われている契約書があった。 当該契約書の別紙は、契約締結後に契約の相手方が報告する場合に用いる様式で、契約書とは別に徴取する書類であるとの説明であり、契約締結時に契約書別紙への記載が行われたことで、契約内容に齟齬が生じていた。 契約の相手方への十分な周知を実施し、適正な事務処理を行っていただきたい。 雑入の調定事務について 「自立支援給付費不正受給額返還金等」について、会計年度繰越の調定処理が、監査基準日である平成29年8月31日の時点で行われていなかった。 過年度分の未収金については、毎会計年度の末日において確定するものであることから、翌会計年度の初日である4月1日付けで、繰越の調定処理を行うべきである。 適正な事務処理を行っていただきたい。 (3) 子ども課 子育て短期支援事業について 委託契約書の費用の請求の規定において、糸島市子育て短期支援事業実施要綱第17条（費用の請求等）に定めがない事項があった。 同要綱は子育て短期支援事業を実施する根拠であり、委託契約の締結に際しても、同要綱に準ずる必要があると思われる。 適正な事務処理となるよう検討いただきたい。 契約事務について	今後、契約の締結時に契約書別紙について契約の相手方に十分な説明を行い、適正な事務処理を行う。 平成30年度の「自立支援給付費不正受給額返還金等」の繰越調定処理は、4月1日付けで行った。 後は、適正な事務処理を行う。 【子ども課】 適正な事務処理となるよう、糸島市子育て短期支援事業実施要綱を改正し、平成30年4月1日から施行した。

平成29年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び顚末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
市が保有する委託契約書（請負契約）に、収入印紙が貼付されていないものがあった。 印紙税法に基づき、適正な事務処理を行っていただきたい。 保育料の免除の事務について 保育料免除申請に係る保護者宛て通知文書において、免除対象の年齢要件に関する記載内容に、糸島市保育料徴収規則と異なる表示があった。 適正な事務処理を行っていただきたい。 雑入の調定事務について 「児童扶養手当返還金（過年度分）」の調定処理について、平成28年度歳出金戻入に係るものを含み、5月15日付けで調定処理されていた。 平成28年度歳出金について、出納整理期間中に誤払金等が判明した場合においては、戻入により処理すべきであり、当該戻入金が出納閉鎖期日までに納入されなかったときに、過年度分の未収金として6月1日付けで調定処理を行うべきである。 適正な事務処理を行っていただきたい。	貼付漏れの収入印紙については、貼付した。 今後は、適正な事務処理を行う。 指摘以後、糸島市保育料徴収規則第4条に合わせて、通知文書を改めた。 今後は、未収金の調定期限については、過年度分は4月1日、前年度分は6月1日とし、適正な事務処理を行う。
(4) 人権・男女共同参画推進課 土地の賃貸借契約書について (ア) 契約保証金に関する規定について 市を賃借人とする土地の賃貸借契約書において、契約保証金に関する条項を定めていないもの及び契約保証金を免除する場合の根拠規定を明示していないものがあった。 契約保証金については、地方自治法施行令第167条の16で「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定され、また契約保証金の免除については、糸島市契約事	【人権・男女共同参画推進課】 今後は、「契約保証金を免除する根拠」と「契約書に条項として明記しない旨」を土地の賃貸借契約締結の決定書に記載し、適正な事務処理を行う。

平成29年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
務規則第24条で「次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。」と規定しているところ、管財契約課の見解は「土地の賃貸借契約締結の決定書には、『契約保証金を免除する根拠』と『契約書に条項として明記しない旨』を記載し、契約締結することが適切である。」というものであった。 契約保証金に関する規定については、管財契約課の見解に則り、適正な事務処理を行っていただきたい。 (イ) 賃貸借契約における地権者の同意について 平成29年度の土地の賃貸借契約書において、共有地権者の同意を確認する書面として平成28年度の当該土地の賃貸借契約書に添付していた同意書が使用されていた。 共有地権者の同意の確認は行っており、また、期間の定めのない同意書であるので民事上は有効であるとの見解を聴取したが、当該同意書は、平成28年4月1日に締結した契約書の一部を構成し、当該契約書と不可分一体であると思われる。 適正な事務処理となるよう検討いただきたい。 使用料の減免事務について 糸島市人権センターの使用料の減免について、糸島市人権センター条例施行規則第8条別表第2の区分5及び6では、「市長が特に必要と認めるとき」と規定しているが、同表第2の区分5を根拠とする減免の可否決定は、課長の専決で行われていた。また、同表区分6を根拠とする減免については、「使用料の減免区分に関する適用基準」により運用を図られているところであるが、当該「適用基準」は、部長による決定が行われていた。 当該減免の可否決定及び適用基準の決定については、市長決定を受ける事務手続が必要であると思われる。 適正な事務処理となるよう検討いただきたい。	平成30年度以降、書面による共有地権者の同意確認を行うよう改めた。 平成29年11月1日付けで、市長決裁により糸島市人権センター使用料の減免区分に関する内規を定め、減免の可否決定は課長の専決により行うよう改めた。

平成 2 9 年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
住宅新築資金等貸付事業特別会計における諸収入の調定事務について 「国貸付金元金」及び「国貸付金利子」の平成28年度決算における現年度収入未済額に係る調定処理が、監査基準日である平成29年8月31日の時点で行われていなかった。 前年度決算における現年度収入未済額については、出納閉鎖期日までに納入されなかったときに、過年度分の未収金として6月1日付けで調定処理を行うべきである。 適正な事務処理を行っていただきたい。	指摘後、調定処理を行った。 今後は、前年度の出納閉鎖期日経過後、6月1日付けで調定処理を行う。

平成29年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び顚末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
■ 定期監査報告書（3） 1 部内共通事項 1 契約書の規定内容について 九州旅客鉄道㈱を相手方とする契約書等の規定について、契約保証金に関する条項を定めていないもの、契約保証金を免除する場合の免除の根拠規定を明示していないもの、暴力団等排除に関する条項を定めていないもの及び支払遅延利息に関する条項を定めていないものがあった。 九州旅客鉄道㈱との契約については、相手方の様式を用いる必要があり、規定内容についての変更が困難であるとのことであったが、いずれの規定も契約書において、明確に表記する必要があると思われる。 適正な事務処理となるよう検討いただきたい。 2 各課に関する事項 (2) 建設課 契約書の規定内容について (ア) 契約保証金に関する規定について 委託契約書において、契約保証金を免除する場合の根拠規定を明示していないものがあった。 契約保証金の免除については、糸島市契約事務規則第24条で「次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。」と規定しており、該当する号を明確にする必要がある。 適正な事務処理を行っていただきたい。 (イ) 随意契約の締結理由について 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を	【建設都市部】 (1) 契約保証金に関する条項を定めていないもの、契約保証金を免除する場合の免除の根拠規定を明示していないもの、支払遅延利息に関する条項を定めていないものに対する対応策について 九州旅客鉄道㈱に確認した結果、同社管内において国や他の地方公共団体と締結している協定書に規定されていない内容であることから、本市との協定にだけ追記することはできないとの回答があった。 本来であれば規定すべき内容であるが、本協定は、相手方に主体性を持つ性格の協定であることから、同社の見解を受け入れざるを得ないと判断する。 今後は、協定書ごとに規定しない理由を決定書に記載する。 (2) 暴力団等排除に関する条項を定めていないものに対する対応策について 今後、暴力団等排除に関する条項を協定書に定める。 【建設課】 平成29年12月に、契約書に契約保証金を免除する場合の根拠規定を追加した。 随意契約の締結理由については、別の決定書に

平成29年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び顚末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
根拠とする随意契約の締結に係る決定書に、競争入札に適しないとする理由の記載がなかった。 同施行令の当該規定では「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」と規定されており、当該契約の性質又は目的が競争入札に適しない理由を明確にする必要がある。 適正な事務処理を行っていただきたい。 道路占用料の減免事務について 糸島市道路占用に関する条例施行規則第4条の規定に基づく道路占用料の減免の可否及び減免割合等の基準を定めた運用内規の決定が、課長の専決で行われていた。 減免の可否決定については課長専決事項との説明を聴取したが、同施行規則第4条の規定は、糸島市道路占用に関する条例第2条第2項各号及び同施行規則第3条別表に定めのない占用物件等について、例外的に適用されるものであり、糸島市職務執行基本規則第11条別表に定められる共通専決事項である「一般的及び軽易な減免の決定」には該当しないと思料する。 同施行規則第4条を根拠とする道路占用料の減免の可否及び基準等を定めた運用内規の決定については、市長決定を受ける事務手続が必要であると思われる。 適正な事務処理となるよう検討いただきたい。	記載をしていたものの、その写しを当該決定書に添付していなかった。今後は、別の決定書に記載した場合は、随意契約の理由が分かるように、その写しを契約に係る決定書に添付する。 平成30年4月1日付けで、市長決裁により占用料の減免の可否及び減免割合等の基準についての運用内規を定め、減免の可否決定は課長の専決により行うよう改めた。
(3) 施設管理課 保存樹に関する事務について 樹木の保存に関する事務処理において、樹木台帳の整備などに一部不適切な運用がみられた。 糸島市保存樹に関する規程は、市の美観風致を維持するため、同規程第2条第1項各号に該当する樹木を保存樹として指定し、その保存及び手続に関し必要な事項を定めており、同規程に基づく事務処理が必要であると思われる。	【施設管理課】 保存樹の台帳は、規程に定める様式ではなく、別様式で管理をしていたため、平成30年度中に規程に定める台帳整備を行う。 当該事務事業は、文化財保護法、福岡県文化財保護条例及び糸島市文化財保護条例で指定する天然記念物と制度が一部重複することもあり、今後、他市の運用状況等を調査して、行政効果を検

平成29年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
当該事務事業の行政効果を明確にするとともに、適正な事務処理となるよう検討いただきたい。 公園等の指定管理に関する協定書について (ア) 長期継続契約に関する規定について 指定管理に関する基本協定書及び基本協定変更協定書において、「長期継続契約である旨の明示規定」及び「条件付解除（予算の減額又は削除に伴う解除等）規定」が定められていなかった。 当該指定管理に関する基本協定書等は、協定書の形式ではあるが、その協定期間が翌年度以降にわたるものであり、かつ、管理業務全権を委任する委任契約ではなく、その一部を請け負わせる請負契約であることから、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であるとの見解を示されている。 長期継続契約については、管財契約課が例示契約書の規定を示しており、当該例示契約書の規定を確認され、適正な事務処理を行っていただきたい。 (イ) 契約保証金に関する規定について 指定管理に関する基本協定変更協定書において、契約保証金に関する条項が定められておらず、契約保証金を免除する場合の根拠規定も明示されていなかった。 地方自治法施行令第167条の16では「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定されている。また、契約保証金の免除については、糸島市契約事務規則第24条で「次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。」と規定しており、該当する号を明確にする必要がある。 適正な事務処理を行っていただきたい。	証する。 平成30年4月1日付け変更協定書で、「長期継続契約である旨の明示規定」と「条件付解除（予算の減額又は削除に伴う解除等）規定」を追加し、長期継続契約としての要件整備を行った。 平成30年4月1日付け変更協定書で、契約保証金の規定を追加し、糸島市契約事務規則第24条第7号による免除とする旨を明示した。

平成29年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
土地の賃貸借契約書について (ア) 契約保証金に関する規定について 市を賃借人とする土地の賃貸借契約書において、契約保証金に関する条項を定めていないもの及び契約保証金を免除する場合の根拠規定を明示していないものがあった。 契約保証金については、地方自治法施行令第167条の16で「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定され、また契約保証金の免除については、糸島市契約事務規則第24条で「次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。」と規定しているところ、管財契約課の見解は「土地の賃貸借契約締結の決定書には、『契約保証金を免除する根拠』と『契約書に条項として明記しない旨』を記載し、契約締結することが適切である。」というものであった。 契約保証金に関する規定については、管財契約課の見解に則り、適正な事務処理を行っていただきたい。 (イ) 支払遅延利息及び暴力団等排除に関する規定について 土地の賃貸借契約書において、支払遅延利息に関する条項を定めていないもの及び暴力団等排除に関する条項を定めていないものがあった。 いずれの規定も、糸島市契約事務規則第21条第2項各号に定められた契約書に記載しなければならない事項である。土地の賃貸借契約も例外ではなく、契約書において、明確に表記する必要があると思われる。 適正な事務処理となるよう検討いただきたい。 (ウ) 変更契約書の規定について 平成29年4月1日に締結された土地賃貸借契約変更契約書において、借受人の名義変更に関する条項が定められていなかった。	施設管理課が公園や駐輪場として民有地を借地している案件は、いずれも公共の福祉に資するために市が請うて借受けているものであるため、契約の性質上、土地の賃貸借契約書への契約保証金の明記は適当でないと判断し、管財契約課の見解に則り、平成30年度からは、その理由を決定書に付記し契約の締結事務を行っている。 平成30年度に締結する土地の賃貸借契約書においては、支払遅延利息と暴力団等排除の規定を追加した。なお、長期継続契約である土地の賃貸借契約書においては、次期契約更新又は契約変更時に両規定を追加する。 当該土地賃貸借契約においては、平成30年4月1日付けで、賃貸人と変更契約書を締結し、原契約書前文の「借受人二丈町」を「借受人糸島市」

平成 29 年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び顚末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
合併前の二丈町が締結した契約であり、地方自治法施行令第 5 条で「普通地方公共団体の廃置分合があった場合においては、その地域が新たに属した普通地方公共団体がその事務を承継する。」と規定されているところではあるが、変更契約の締結に伴っては、借受人の名義変更に関する条項を定める必要があったと思われる。 適正な事務処理となるよう検討いただきたい。 委託契約に係る再委託の承認について 業務委託契約において、業務の主たる部分の再委託が承認されていた。 当該契約書において再委託の制限を規定しているところではあるが、再委託により経済的合理性や効率性を損なうことのないよう検討が必要であると思われる。 適正な事務処理となるよう検討いただきたい。 使用料の減免事務について 駅前広場の使用料の減免について、糸島市行政財産の使用に関する条例第 7 条第 4 号及び同施行規則第 4 条の表中「公益上市長が必要と認めるとき」の規定を根拠とする減免の可否決定が、課長の専決で行われていた。 同条例及び同規則の「公益上市長が必要と認めるとき」を根拠とする場合の駅前広場の使用料の減免の可否及び基準等については、「内規（決定書）」により運用を図られているところではあるが、当該「内規」については市長決定を受ける事務手続が必要であると思われる。 適正な事務処理となるよう検討いただきたい。	に変更した。 再委託については、業者選定方法に課題があるため、管財契約課と協議し、次期契約更新時期である平成32年 6 月までに方針を決定する。 「公益上市長が必要と認めるとき」の減免対象事項を定める内規を、平成30年度中に市長決裁により決定する。決定後は、申請件数が多いことから、この内規の該当案件については、課長専決で減免決定を行う運用とする。

平成 2 9 年度定期監査報告書（市立小中学校を除く）に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
■ 定期監査報告書（ 4 ） 第 4 監査の結果 出納員への事務委任手続について 糸島市会計事務規則第 3 条第 2 項の規定により出納員と命じられた各課の長に対して、同規則第 4 条第 1 項第 2 号の規定のうち、物品の収納並びに保管に係る事務の委任手続が行われていなかった。 物品については、対象となる物品がないため、委任は行っていないとの見解を示されたが、消耗品を含む物品は、全ての部署等に存在しており、同委任の手続きは必要であると思われる。 適正な事務処理となるよう検討いただきたい。	【会計課】 平成30年 6 月までに、糸島市会計事務規則第 4 条第 1 項第 2 号に定める事務委任の手続を、通知により行う。